



# 三重県公報

平成29年6月13日 (火)

第 2911 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>公 安 委 規 則</b>			
6	ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長等への委任に関する規則	( 公 安 委 員 会 )	2
<b>告 示</b>			
400	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	2
401	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	3
402	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 同 )	3
403	同件	( 同 )	3
404	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	( 同 )	4
405	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	5
406	土砂災害警戒区域の指定	( 防 災 砂 防 課 )	5
407	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 同 )	6
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	8
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	8
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	9
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	9
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 廃 棄 物 適 正 処 理 プ ロ ジ ェ ク ト チ ーム )	9
	同件	( 同 )	10
	同件	( 同 )	10
	同件	( 同 )	10
	同件	( 同 )	11
	同件	( 同 )	11
	同件	( 同 )	11

公安委規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長等への委任に関する規則をここに公布します。

平成二十九年六月十二日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

三重県公安委員会規則第六号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長等への委任に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定に基づき、三重県公安委員会の事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長への事務の委任)

第二条 次の各号に掲げる事務は、警察本部長に委任する。

- 一 法第五条第一項の規定による命令
二 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
三 法第五条第三項の規定による命令
四 前号に掲げる命令に係る法第五条第三項に規定する意見の聴取
五 第一号及び第三号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
六 法第五条第九項の規定による延長の処分
七 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
八 第六号に掲げる延長の処分に係る法第五条第十項において読み替えて準用する同条第六項又は第七項の規定による通知
九 法第十三条第二項の規定による報告徴収等

(警察署長への事務の委任)

第三条 次の各号に掲げる事務は、警察署長に委任する。

- 一 法第五条第三項の規定による命令
二 前号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
三 法第十三条第二項の規定による報告徴収等（第一号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

附 則

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。

告 示

三重県告示第 400 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

Table with 6 columns: 医療機関の種類, 医療機関の名称, 所在地, 標ぼうしている診療科目, 担当しようとする医療の種類, 指定年月日. Row 1: 薬局, ぱんだ薬局 希央台店, 名張市希央台5番町146, (blank), 薬局, 平成29年6月1日

薬局	ウエルシア薬局 津 久居中町店	津市久居中町 263-1	薬局	平成 29 年 6 月 1 日
----	--------------------	--------------	----	--------------------

## 三重県告示第 401 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第 6 項の規定により公示します。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 登録年月日及び登録番号

平成 29 年 6 月 5 日 第 64 号

## 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
農業生産法人有限会社中村農産	中村 孝昭	松阪市高須町 2909 番地

## 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ（飼料用もみ）、玄米（飼料用玄米））

## 4 登録の区分

品位等検査

## 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

## 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
佐野 佳代子	●●●●●●●●	もみ（飼料用もみ）、玄米（飼料用玄米）	K2428101

## 三重県告示第 402 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 29 日 第 9 号

## 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鳥羽志摩農業協同組合	代表理事理事長 前田 長弘	志摩市阿児町鶴方 2402 番地の 5

## 3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
細木 海斗	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆	K2429068

## 三重県告示第 403 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号

## 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀北部農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	伊賀市平野西町 1 番 1

## 3 変更内容

主たる事務所の所在地の変更  
伊賀市平野西町1番1

三重県告示第 404 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	鈴鹿市地子町 1268 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
伊藤 浩明	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2413069
丸市 弘和	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414070
山本 克行	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414071
林 裕人	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415072
棕本 勝	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415073
金丸 元樹	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416074
西村 浩明	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416075
練木 昌弘	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416076
服部 浩樹	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416077
山際 祐士	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416078
小川 淳	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416079
鈴木 孝司	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417080
大井 弘人	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417081
山田 修史	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417082
中村 和樹	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417083
益川 克彦	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417084
藤村 竜也	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417085
米田 清人	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417086
広田 泰秀	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2418087
清水 由雄	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2419088
武本 祐樹	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2420089
辻 立誠	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2421090
櫻井 浩	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2422091
浅野 茂樹	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2422092
石田 陽平	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423093
鈴木 信文	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423094
片岡 智	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2424095

前田 広和	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2424096
杉野 眞澄	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2425097
古市 智	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2425098
長谷川 清	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2426099
藤田 拓也	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2426100
古市 素行	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2427006
三谷 裕司	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2427007
谷口 昌志	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K 2427008

7 登録の更新日

平成 29 年 6 月 11 日

三重県告示第 405 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール明和

多気郡明和町大字中村字長波賀 1223 番地ほか 71 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	常陰 均
変更後	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	橋本 勝

3 変更年月日

平成 29 年 4 月 1 日

4 変更理由

設置者の代表者交代のため

5 届出の日

平成 29 年 5 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 6 月 13 日から同年 10 月 13 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 406 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

安楽島町 10-1	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
安楽島町 10-2	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
安楽島町 5-1	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
安楽島町 5-2	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
沙魚川	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
桜ヶ丘南-1	鳥羽市安楽島町・高丘町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
安楽島町Ⅱ-3	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 407 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
橋の詰水路	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安楽島町 6-1	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安楽島町 6-2	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安楽島町 1	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安久志 3	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安楽島町 2	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安楽島町 3	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安楽島町 13	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安楽島町東-1	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安楽島町東-2	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
安楽島町谷川	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
八反田川	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桜ヶ丘北	鳥羽市安楽島町・高丘町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桜ヶ丘南-2	鳥羽市安楽島町・高丘町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり



安楽島町Ⅰ-28	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安楽島町Ⅰ-29	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安楽島町Ⅰ-30	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安楽島町Ⅱ-1	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安楽島町Ⅱ-2	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安楽島町Ⅱ-4	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安楽島町Ⅱ-5	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安楽島町Ⅱ-6	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安楽島町Ⅲ-1	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安楽島町Ⅲ-2	鳥羽市安楽島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大明西町Ⅱ-1	鳥羽市大明西町・船津町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成29年6月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

札場土地改良区(四日市市札場町379番地1)

退任理事

四日市市札場町334番地1

服部 守 男

就任理事

四日市市平津町355番地

植村 正

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(一般型)紀宝中部2期地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます(なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

平成29年6月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供すべき書類の名称



土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成 29 年 6 月 14 日から同年 7 月 11 日まで

## 3 縦覧の場所

紀宝町役場産業建設課（南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 28 年 9 月 30 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び深淺測量）

## 2 作業地域

熊野市新鹿町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 6 月 1 日	員弁郡東員町大字山田字木之倉 2872 ほか 3 筆	三重郡朝日町大字縄生 342-1 株式会社高橋地所 代表取締役 高 橋 松太郎
平成 29 年 6 月 1 日	松阪市丹生寺町字下川原 502	度会郡玉城町原 3427-14 吉 村 剛 松阪市丹生寺町 421 吉 村 阿佐美
平成 29 年 6 月 1 日	亀山市川合町字作千代治 246-2 ほか 2 筆ほか 1 筆の一部	四日市市波木町 1097-10 株式会社グリーンピアチトセ 代表取締役 千 歳 秀 利

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 平成 28 年度 環境修復事業 第 205-1 分 2005 号  
桑名市五反田事案支障除去対策事業水処理施設運転管理業務委託
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム
- 3 落 札 者 決 定 日 平成 29 年 3 月 22 日
- 4 落 札 者 愛知県名古屋市中種区今池南 29-16  
共和化工株式会社名古屋支店  
支店長 永田 光三
- 5 落 札 金 額 入札価格 62,900,000 円  
契約金額 67,932,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成 29 年 1 月 24 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年6月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成28年度 環境修復事業 第202-4分6004号<br>四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び埋立処分）        |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム                              |
| 3 | 落札者決定日  | 平成29年3月16日   |
| 4 | 落札者     | 三重県伊賀市治田字榎ノ木2441番地の1<br>ヤマゼン・ヤマゼン運輸特定業務共同企業体<br>代表者 株式会社ヤマゼン 代表取締役 山崎 公信 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 30,600,000円<br>契約金額 33,048,000円                                     |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札   |
| 7 | 入札公告日   | 平成29年1月24日   |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年6月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成28年度 環境修復事業 第202-4分6005号<br>四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び中間処理（焼却）または埋立処分） |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム                                  |
| 3 | 落札者決定日  | 平成29年3月21日   |
| 4 | 落札者     | 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地<br>大栄環境グループ特定業務共同企業体<br>代表者 三重中央開発株式会社 代表取締役 金子 文雄         |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 87,880,000円<br>契約金額 94,910,400円   |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札   |
| 7 | 入札公告日   | 平成29年1月24日   |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年6月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成28年度 環境修復事業 第205-1分6006号<br>桑名市五反田事案支障除去対策事業汚染土壌運搬処理業務委託 |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム                |
| 3 | 落札者決定日  | 平成29年3月21日   |
| 4 | 落札者     | 三重県伊賀市治田字榎ノ木2441番地の1<br>株式会社ヤマゼン 代表取締役 山崎 公信               |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 53,520,000円<br>契約金額 57,801,600円                       |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札   |

7 入札公告日 平成29年1月24日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年6月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成28年度 環境修復事業 第205-1分6007号<br>桑名市五反田事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（汚泥及び不燃物の運搬・埋立処分） |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム                              |
| 3 | 落札者決定日  | 平成29年3月16日   |
| 4 | 落札者     | 三重県伊賀市治田字榎ノ木2441番地の1<br>ヤマゼン・ヤマゼン運輸特定業務共同企業体<br>代表者 株式会社ヤマゼン 代表取締役 山崎 公信 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 32,950,000円<br>契約金額 35,586,000円                                     |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札   |
| 7 | 入札公告日   | 平成29年1月24日   |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年6月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成28年度 環境修復事業 第205-1分6008号<br>桑名市五反田事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（特別管理産業廃棄物相当物（汚泥及び廃油）並びに可燃物の運搬・中間処理） |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム   |
| 3 | 落札者決定日  | 平成29年3月16日  |
| 4 | 落札者     | 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地<br>大栄環境グループ特定業務共同企業体<br>代表者 三重中央開発株式会社 代表取締役 金子 文雄                        |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 26,106,000円<br>契約金額 28,194,480円  |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札  |
| 7 | 入札公告日   | 平成29年1月24日  |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年6月13日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成28年度 環境修復事業 第205-1分6009号<br>桑名市五反田事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（特別管理産業廃棄物相当物（汚泥）の運搬・中間処理） |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム                                       |
| 3 | 落札者決定日  | 平成29年3月21日  |
| 4 | 落札者     | 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地<br>大栄環境グループ特定業務共同企業体  |

	代表者 三重中央開発株式会社 代表取締役 金子 文雄
5 落札金額	入札価格 163,510,000 円 契約金額 176,590,800 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	平成29年1月24日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---